

令和6年2月

飯田市議会第1回定例会

新旧対照表

- | | |
|--------|---|
| 議案第4号 | 飯田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第5号 | 飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第6号 | 飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第7号 | 飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第8号 | 飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第10号 | 飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第11号 | 飯田市保育所型認定こども園設置条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第12号 | 飯田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第13号 | 飯田市介護保険条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第14号 | 飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（案） |
| 議案第15号 | 飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第18号 | 飯田市水道事業の設置等に関する条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第19号 | 飯田市水道条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第20号 | 飯田市病院事業条例の一部を改正する条例（案） |

飯田市職員の給与に関する条例新旧対照表（最終 令和5年12月27日飯田市条例第33号）

改正後（案）	現行
別表第4（第19条の2関係） 【別記 参照】 <u>（備考） 職員が災害応急作業等手当の支給を受ける業務に従事した日に特殊作業現場手当の支給を受ける業務に従事した場合は、当該日に係る特殊作業現場手当は支給しない。</u>	別表第4（第19条の2関係） 【別記 参照】

【別記】

改正後（案）

種類	支給対象職員	額
(略)		
特殊自動車運転手当	グレーダー、ブルドーザー等特殊自動車の運転業務に従事した職員	従事した1時間につき 150円
<u>災害応急作業等手当</u>	<u>異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う心身に著しい負担を与える業務として市長が認めるものに従事した職員</u>	<u>従事した日1日につき840円。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令等の規定に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域又は同等の区域であると市長が認めるものにおける業務に従事した場合は、従事した日1日につき1,680円</u>

現行

種類	支給対象職員	額
(略)		
特殊自動車運転手当	グレーダー、ブルドーザー等特殊自動車の運転業務に従事した職員	従事した1時間につき 150円

飯田市職員の退職手当に関する条例新旧対照表（最終 令和4年12月26日飯田市条例第29号）

改正後（案）	現行
<p>（適用範囲）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含む。<u>第10条第2項において「勤務日数」という。</u>）が18日（<u>1月間の日数（飯田市の休日を定める条例（平成元年飯田市条例第40号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。</u>）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。<u>第10条第2項において「職員みなし日数」という。</u>）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは職員とみなし、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>（退職手当の調整額）</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは職員とみなし、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による疾病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>（退職手当の調整額）</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎</p>

改正後（案）	現行
<p>在職期間（第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 6 条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第 29 条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第 7 条第 4 項において「休職月等」という。）のうち市長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第 5 項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順</p>	<p>在職期間（第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号。以下「<u>施行令</u>」という。）第 6 条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第 29 条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第 7 条第 4 項において「休職月等」という。）のうち市長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第 5 項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから</p>

改正後（案）	現行
<p>位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～17 (略)</p>	<p>順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～17 (略)</p>

改正後（案）	現行
<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>15 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（同法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等</p>	<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>15 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用期間法人をいう。以下同じ。）の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（同法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職</p>

改正後（案）	現行
の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。	員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

飯田市手数料条例新旧対照表（最終 令和5年12月27日飯田市条例第41号）

改正後（案）	現行
<p>（手数料を徴収する事務の種類及び手数料の額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第98条に関する事務 別表第2に掲げるところによる。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>（備考）</p> <p>1～3（略）</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>（備考）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において、当該計画に同条第3項の他の建築物に係る同項各号に掲げる事項を記載するときは、同項の申請建築物及</p>	<p>（手数料を徴収する事務の種類及び手数料の額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第98条に関する事務 別表第2に掲げるところによる。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>（備考）</p> <p>1～3（略）</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>（備考）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において、当該計画に同条第3項の他の建築物に係る同項各号に掲げる事項を記載するときは、同項の申請建築物及び</p>

改正後（案）	現行
<p>び当該他の建築物の区分に応じ、それぞれに定める手数料の額を合算した額を手数料の額とする。</p> <p>7 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条</u>第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請において、同法第34条第3項の他の建築物に係る同項各号に掲げる事項を変更し、又は追加するときは、変更し、又は追加する建築物の区分に応じ、それぞれに定める同法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額又は同法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料の額を合算した額を手数料の額とする。</p> <p>8 <u>共同住宅等に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査、同法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査又は同法第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査において、基準省令第4条第3項第2号に掲げる数値を用いるときは、共用部分の床面積は、手数料の区分の基準となる床面積に算入しないものとする。</p> <p>9 <u>共同住宅等に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項</u>の規定による建築物のエネルギー消費</p>	<p>当該他の建築物の区分に応じ、それぞれに定める手数料の額を合算した額を手数料の額とする。</p> <p>7 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条</u>第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請において、同法第34条第3項の他の建築物に係る同項各号に掲げる事項を変更し、又は追加するときは、変更し、又は追加する建築物の区分に応じ、それぞれに定める同法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額又は同法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料の額を合算した額を手数料の額とする。</p> <p>8 <u>共同住宅等に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査、同法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査又は同法第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査において、基準省令第4条第3項第2号に掲げる数値を用いるときは、共用部分の床面積は、手数料の区分の基準となる床面積に算入しないものとする。</p> <p>9 <u>共同住宅等に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項</u>の規定による建築物のエネルギー消費</p>

改正後（案）	現行
<p>費性能に係る認定の申請に対する審査において、基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合で、共用部分の評価を行わないときは、共用部分の床面積は、手数料の区分の基準となる床面積に算入しないものとする。</p> <p>10・11 （略）</p> <p>別表第3（第2条関係）</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>（備考）</p> <p>1・2 （略）</p>	<p>性能に係る認定の申請に対する審査において、基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合で、共用部分の評価を行わないときは、共用部分の床面積は、手数料の区分の基準となる床面積に算入しないものとする。</p> <p>10・11 （略）</p> <p>別表第3（第2条関係）</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>（備考）</p> <p>1・2 （略）</p>

【別記1】

改正後（案）

事務の種類	単位	金額
(略)		
民法（明治29年法律第89号）第8条の規定による成年被後見人又は同法第12条の規定による被保佐人でないこと及び破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産者でないことに関する証明書の交付	1枚	300円
(略)		
飯田市税条例第36条の2に規定する市民税に係る申告書の写しに関する証明書の交付	1枚	300円
(略)		

現行

事務の種類	単位	金額
(略)	(略)	(略)
民法(明治29年法律第89号)第8条の規定による成年被後見人又は同法第12条の規定による被保佐人でないこと及び破産法(大正11年法律第71号)の規定に基づく破産者でないことに関する証明書の交付	1枚	300円
(略)	(略)	(略)
飯田市税条例(昭和32年飯田市条例第29号)第36条の2に規定する市民税に係る申告書の写しに関する証明書の交付	1枚	300円
(略)	(略)	(略)

【別記 2】

改正後（案）

区分			単位	金額
(略)				
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	通知書（登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条に規定するものをいう。）が判定基準に適合すると認めた書類をいう。以下同じ。）により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合		1 件	17,000円
	(略)			
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定	通知書により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物の同法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積の増加する部分の床面積（以下「他の建築物の非住宅部分増加床面積」という。）がない場合	(略)	
		(略)		
	上記区分以外の場合	モデル建物法により計算した場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積の増	(略)

		<p>加する部分の床面積（以下「非住宅部分増加床面積」という。）がない場合</p>		
		(略)		
(略)				
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による軽微な変更に関する証明書の交付</p>	1件	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定の部に定める区分に応じ、それぞれに定める額</p>		

<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>適合証により当該計画が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準</u>に適合すると市長が認めた場合</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>		
<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>適合証により当該計画が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準</u>に適合すると市長が認めた場合</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>		

<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u></p>	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると市長が認めた場合</u></p>	(略)		
(略)				
(略)				
<p>租税特別措置法第98条の規定により第1号法定受託事務とされた事務のうち、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>			1 件	86,000円
(略)				

現行

区分			単位	金額
(略)				
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	通知書（登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条に規定するものをいう。）が判定基準に適合すると認めた書類をいう。以下同じ。）により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合		(略)	
	(略)			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定	通知書により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物の同法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積の増加する部分の床面積（以下「他の建築物の非住宅部分増加床面積」という。）がない場合	(略)	
		(略)		
	上記区分以外の場合	モデル建物法により計算した場合	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積の増加する部分の床面積（以下「非住宅部分増加床面積」という。）がな	(略)

		い場合	
		(略)	
		(略)	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による軽微な変更に関する 証明書の交付	1件	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定の部に定める区分に応じ、それぞれに定める額	

<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>適合証により当該計画が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合</u></p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>		
<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>適合証により当該計画が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合</u></p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>		

<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u></p>	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると市長が認めた場合</u></p>	(略)		
(略)				
<p><u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第98条の規定により第1号法定受託事務とされた事務のうち、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</u></p>		1件	86,000円	
(略)				

【別記3】

改正後（案）

	区分	単位	金額
1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に対する審査	(略)		
(略)			
	10 <u>法第86条の7第1項の規定により法第43条第1項の規定の適用が除外される建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項に規定するものをいう。）に係る認定の申請に対する審査</u>	1件	28,000円
	11 <u>法第86条の7第1項の規定により法第44条第1項の規定の適用が除外される建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第7項に規定するものをいう。）に係る認定の申請に対する審査</u>	1件	28,000円
	12 法第86条の8第1項の規定による特例の認定又は同条第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査		(略)
	13 法第6条第1項第4号に該当する建築物に係る法第87条の2第1項の規定による特例の認定又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による特例の変更の申請に対する審査		(略)

<u>14</u> 法第87条の3第6項の規定による一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査	(略)
<u>15</u> 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に対する審査	(略)
<u>16</u> 法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は法第18条第17項の規定による完了検査	(略)
<u>17</u> 飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号）第3条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	(略)
<u>18</u> 飯田市特定用途制限地域建築条例（平成20年飯田市条例第34号）第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	(略)
<u>19</u> 飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年飯田市条例第14号）第10条第1項の規定による許可の申請に対する審査	(略)

現行

	区分	単位	金額
1	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に対する審査		(略)
(略)			
10	法第86条の8第1項の規定による特例の認定又は同条第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査		(略)
11	法第6条第1項第4号に該当する建築物に係る法第87条の2第1項の規定による特例の認定又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による特例の変更の申請に対する審査		(略)
12	法第87条の3第6項の規定による一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査		(略)

<p>13 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に対する審査</p>	(略)
<p>14 法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は法第18条第17項の規定による完了検査</p>	(略)
<p>15 飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号）第3条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査</p>	(略)
<p>16 飯田市特定用途制限地域建築条例（平成20年飯田市条例第34号）第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査</p>	(略)
<p>17 飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年飯田市条例第14号）第10条第1項の規定による許可の申請に対する審査</p>	(略)

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例新旧対照表（最終 令和5年3月27日飯田市条例第5号）

改正後（案）	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域振興住宅 市が前条に規定する目的のため、この条例の規定に基づき設置する住宅、当該住宅の用に供する敷地及びその附帯施設（擁壁、駐車施設、緑化施設、給水施設、排水施設、汚水処理施設、柵その他の附帯施設を含む。）をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>（入居の手続等）</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前条第1項後段の規定は、第3項の取消し及び前項ただし書の承認について準用する。</p> <p>（管理の支援）</p> <p>第30条 市は、第4条第1項前段の規定による地域振興住宅運営協議会の協議が調った場合において、市長が規則で定めるところにより、前章（第16条、第27条及び前条を除く。）に規定する地域振興住宅の管理に係る事務の全部又は一部について、支援まちづくり委員会の支援を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域振興住宅 市が第1条に規定する目的のため、この条例の規定に基づき設置する住宅、当該住宅の用に供する敷地及びその附帯施設（擁壁、駐車施設、緑化施設、給水施設、排水施設、汚水処理施設、柵その他の附帯施設を含む。）をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>（入居の手続等）</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第11条第1項後段の規定は、第3項の取消し及び前項ただし書の承認について準用する。</p> <p>（管理の支援）</p> <p>第30条 市は、第4条第1項前段の規定による地域振興住宅運営協議会の協議が調った場合において、市長が規則で定めるところにより、第3章（第16条、第27条及び前条を除く。）に規定する地域振興住宅の管理に係る事務の全部又は一部について、支援まちづくり委員会の支援を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p>

改正後（案）	現行
<p>（社会福祉法人等の使用許可に関するこの条例の適用）</p> <p>第35条 <u>前章</u>の規定（第9条から第17条まで、第18条第2項、第24条、第27条第1項第7号並びに同条第6項及び第7項の規定を除く。）は、許可社会福祉法人等に適用があるものとする。この場合において、これらの規定中「居住者」又は「居住者等」とあるのは「許可社会福祉法人等」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、読み替えるものとする。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>（社会福祉法人等の使用許可に関するこの条例の適用）</p> <p>第35条 <u>第3章</u>の規定（第9条から第17条まで、第18条第2項、第24条、第27条第1項第7号並びに同条第6項及び第7項の規定を除く。）は、許可社会福祉法人等に適用があるものとする。この場合において、これらの規定中「居住者」又は「居住者等」とあるのは「許可社会福祉法人等」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、読み替えるものとする。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>【別記 参照】</p>

【別記】

改正後（案）

名称	位置
下久堅下虎岩第 2 地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩2933番地 8
下久堅下虎岩第 4 地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩1750番地 9
下久堅下虎岩第 5 地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩792番地
(略)	
三穂下瀬第 2 地域振興住宅	飯田市下瀬288番地 1
(略)	

現行

名称	位置
下久堅下虎岩第 2 地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩2933番地 8
下久堅下虎岩第 3 地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩2933番地 7
下久堅下虎岩第 4 地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩1750番地 9
下久堅下虎岩第 5 地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩792番地
下久堅虎岩第 1 地域振興住宅	飯田市虎岩510番地10
(略)	
三穂下瀬第 2 地域振興住宅	飯田市下瀬288番地 1
三穂下瀬第 3 地域振興住宅	飯田市下瀬245番地 1
(略)	

飯田市個人番号の利用等に関する条例新旧対照表（最終 令和4年12月26日飯田市条例第26号）

改正後（案）	現行
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する<u>個人番号</u>をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する<u>特定個人情報</u>をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する<u>個人番号利用事務実施者</u>をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する<u>情報提供ネットワークシステム</u>をいう。</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する<u>特定個人番号利用事務</u>をいう。</p> <p>(6) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する<u>利用特定個人情報</u>をいう。</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する<u>もの</u>をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する<u>もの</u>をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する<u>もの</u>をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する<u>もの</u>をいう。</p>
<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために</p>	<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理</p>

改正後（案）	現行
<p>必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 前2項の規定による特定個人情報<u>又は利用特定個人情報</u>の利用ができる場合において、他の法令又は条例、実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。）が定める規則その他の規程（以下これらを総称して「法令等」という。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>別表第2（第4条関係） 【別記1 参照】</p> <p>別表第3（第5条関係） 【別記2 参照】</p>	<p>するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の法令又は条例、実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。）が定める規則その他の規程（以下これらを総称して「法令等」という。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>別表第2（第4条関係） 【別記1 参照】</p> <p>別表第3（第5条関係） 【別記2 参照】</p>

【別記1】

改正後（案）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	飯田市営住宅等条例による4号市営住宅の管理に関する事務であって市長が規則で定めるもの	<p><u>次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの</u></p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者関係情報」という。）</u></p> <p>(2) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者関係情報」という。）</u></p> <p>(3) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）</u></p> <p>(4) <u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）</u></p> <p>(5) <u>生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）</u></p>
2 市長	行政措置として行う予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって市長	<p><u>次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの</u></p> <p>(1) <u>医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公</u></p>

	が規則で定めるもの	<p><u>務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報</u></p> <p>(2) <u>予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する情報</u></p> <p>(3) <u>地方税関係情報</u></p> <p>(4) <u>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</u></p> <p>(5) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報</u></p> <p>(6) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）</u></p> <p>(7) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等配偶者支援金関係情報」という。）又は同法による支援給付の支給に関する情報（以下これらを「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）</u></p> <p>(8) <u>外国人生活保護実施関係情報</u></p>
3 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する	<p><u>次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの</u></p> <p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金に関する情報</u></p> <p>(2) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当、特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の</u></p>

	<p>費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市長が規則で定めるもの</p>	<p><u>福祉手当の支給に関する情報</u></p> <p>(3) <u>生活保護関係情報</u></p> <p>(4) <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給関係情報」という。）</u></p> <p>(5) <u>地方税関係情報</u></p> <p>(6) <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</u></p> <p>(7) <u>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報</u></p> <p>(8) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報</u></p> <p>(9) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報</u></p>
<p>4 市長</p>	<p><u>法別表の10の項の下欄に掲げる事務</u></p>	<p><u>次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの</u></p> <p>(1) <u>行政措置として行う予防接種の実施に関する情報</u></p> <p>(2) <u>中国残留邦人等配偶者支援金関係情報</u></p> <p>(3) <u>外国人生活保護実施関係情報</u></p>
<p>5 市長</p>	<p><u>法別表の16の項の下欄に掲げる事務</u></p>	<p><u>次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「国保関係情報」という。）</u></p> <p>(2) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給</u></p>

		付の支給又は保険料に関する情報（以下「高確法関係情報」という。） <u>(3) 介護保険法による保険給付の支給又は保険料に関する情報</u>
6 市長	<u>法別表</u> の19の項の下欄に掲げる事務	<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市長が規則で定めるもの</u>
7 市長	<u>法別表</u> の35の項の下欄に掲げる事務	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市長が規則で定めるもの
8 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する事務であって市長が規則で定めるもの	生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報であって市長が規則で定めるもの
9 市長	<u>法別表</u> の76の項の下欄に掲げる事務	<u>次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの</u> <u>(1) 生活保護実施関係情報</u> <u>(2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> <u>(3) 身体障害者関係情報</u> <u>(4) 精神障害者関係情報</u> <u>(5) 国保関係情報</u> <u>(6) 高確法関係情報</u> <u>(7) 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する情報</u>

10 市長	<u>特定個人番号利用事務</u> のうち、法第19条第8号 の規定により市長がそ の処理に当たり生活保 護関係情報の提供を求 めることができるもの であって市長が規則で 定めるもの	<u>(8) 外国人生活保護実施関係情報</u> 外国人生活保護実施関係情報であって市長が規則で定めるもの
11 市長	飯田市福祉医療費給付 金条例による支給対象 者に対する給付金の支 給に関する事務であっ て市長が規則で定める もの	<u>次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの</u> <u>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援に関する情報</u> <u>(2) 身体障害者関係情報</u> <u>(3) 精神障害者関係情報</u> <u>(4) 生活保護実施関係情報</u> <u>(5) 地方税関係情報</u> <u>(6) 国保関係情報</u> <u>(7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報</u> <u>(8) 高確法関係情報</u> <u>(9) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> <u>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支 援給付の支給に関する情報</u>

		(11) <u>外国人生活保護実施関係情報</u>
12 市長	飯田市福祉医療費給付金条例による支給対象者に対する費用の貸付けに関する事務であって市長が規則で定めるもの	次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの <u>(1) 生活保護実施関係情報</u> <u>(2) 地方税関係情報</u> <u>(3) 国保関係情報</u> <u>(4) 高確法関係情報</u> <u>(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> <u>(6) 外国人生活保護実施関係情報</u>
13 市長	法別表の84の項の下欄に掲げる事務	次に掲げる情報であって市長が規則で定めるもの <u>(1) 生活保護実施関係情報</u> <u>(2) 地方税関係情報</u> <u>(3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>

現行

機関	事務	特定個人情報
1 市長	飯田市営住宅等条例による4号市営住宅の管理に関する事務であって市長が規則で定めるもの	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）</u> 、 <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者関係情報」という。）</u> 、 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者関係情報」という。）</u> 、 <u>地方税法（昭和25年法律第226号）</u> <u>その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算</u>

		<u>定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）であって市長が規則で定めるもの</u>
2 市長	行政措置として行う予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって市長が規則で定めるもの	<u>法別表第2の16の2の項、17の項、18の項若しくは19の項の第4欄に掲げる情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等配偶者支援金関係情報」という。）又は外国人生活保護実施関係情報であって市長が規則で定めるもの</u>
3 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市長が規則で定めるもの	<u>法別表第2の26の項の第4欄に掲げる情報</u>
4 市長	<u>法別表第1の10の項の下欄に掲げる事務</u>	<u>中国残留邦人等配偶者支援金関係情報、行政措置として行う予防接種の実施に関する情報又は外国人生活保護実施関係情報であって市長が規則で定めるもの</u>
5 市長	<u>法別表第1の16の項の</u>	<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報</u>

	下欄に掲げる事務	<u>(以下「国保関係情報」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料に関する情報(以下「高確法関係情報」という。)</u> 又は <u>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給若しくは保険料に関する情報であって市長が規則で定めるもの</u>
6 市長	<u>法別表第1の19の項の下欄に掲げる事務</u>	<u>中国残留邦人等支援法による支援給付の支給に関する情報又は中国残留邦人等配偶者支援金関係情報(以下これらを「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)</u> であって <u>市長が規則で定めるもの</u>
7 市長	<u>法別表第1の35の項の下欄に掲げる事務</u>	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市長が規則で定めるもの
8 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)による賃貸住宅の管理に関する事務であって市長が規則で定めるもの	生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報であって市長が規則で定めるもの
9 市長	<u>法別表第1の76の項の下欄に掲げる事務</u>	<u>生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、身体障害者関係情報、精神障害者関係情報、国保関係情報、高確法関係情報、介護保険法による保険給付の支給若しくは地域支援事業の実施に関する情報又は外国人生活保護実施関係情報であって市長が規則で定めるもの</u>
10 市長	<u>法別表第2の第2欄に</u>	外国人生活保護実施関係情報であって市長が規則で定めるもの

	掲げる事務のうち、法第19条第8号の規定により市長がその処理に当たり同表の第4欄に掲げる生活保護関係情報の提供を求めることができるものであって市長が規則で定めるもの	
11 市長	飯田市福祉医療費給付金条例による支給対象者に対する給付金の支給に関する事務であって市長が規則で定めるもの	<u>生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護実施関係情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報、身体障害者関係情報、精神障害者関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報、地方税関係情報、国保関係情報又は高確法関係情報であって市長が規則で定めるもの</u>
12 市長	飯田市福祉医療費給付金条例による支給対象者に対する費用の貸付けに関する事務であって市長が規則で定めるもの	<u>生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護実施関係情報、地方税関係情報、国保関係情報又は高確法関係情報であって市長が規則で定めるもの</u>
13 市長	<u>法別表第1</u> の84の項の	<u>生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は地方税関係情報であつ</u>

	下欄に掲げる事務	<u>て市長が規則で定めるもの</u>
--	----------	---------------------

【別記2】

改正後（案）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市長が規則で定めるもの	教育委員会	<u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「学校保健医療費用関係情報」という。）であって市長が規則で定めるもの</u>
2 市長	<u>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務</u> であって市長が規則で定めるもの	教育委員会	<u>学校保健医療費用関係情報</u> であって市長が規則で定めるもの
3 教育委員会	<u>学校保健安全法による医療に要する費用につ</u>	市長	<u>次に掲げる情報</u> であって市長が規則で定めるもの (1) <u>地方税関係情報</u>

	<u>いての援助に関する事務であって市長が規則で定めるもの</u>		(2) <u>生活保護関係情報</u> (3) <u>児童扶養手当支給関係情報</u> (4) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> (5) <u>外国人生活保護実施関係情報</u>
4 市長	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって市長が規則で定めるもの</u>	教育委員会	<u>学校保健医療費用関係情報であって市長が規則で定めるもの</u>

現行

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する	教育委員会	<u>法別表第2の26の項の第4欄に掲げる情報</u>

	費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市長が規則で定めるもの		
2 市長	<u>法別表第2の26の項の第2欄に掲げる事務</u>	教育委員会	<u>法別表第2の26の項の第4欄に掲げる情報</u>
3 教育委員会	<u>法別表第2の38の項の第2欄に掲げる事務</u>	市長	<u>法別表第2の38の項の第4欄に掲げる情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報又は外国人生活保護実施関係情報であって市長が規則で定めるもの</u>
4 市長	<u>法別表第2の87の項の第2欄に掲げる事務</u>	教育委員会	<u>法別表第2の87の項の第4欄に掲げる情報</u>

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（最終 令和5年10月2日飯田市条例第32号）

改正後（案）	現行
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章（略）</p> <p>第1節・第2節（略）</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条）</p> <p>第4章 <u>雑則（第54条）</u></p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第6条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章（略）</p> <p>第1節・第2節（略）</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条）</p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第6条（略）</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに</u></p>

改正後（案）	現行
	<p><u>記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p><u>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用する</u></p>

改正後（案）	現行
<p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 法第19条第1号及び第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、同一の教育・保育給付認定保護者に係る<u>22歳未満の子（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。）</u>が同一の世帯に3人以上いる世帯に属するもの（そのうち最年長者、2番</p>	<p>るもの</p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>6 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 法第19条第1号及び第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、同一の教育・保育給付認定保護者に係る<u>18歳未満の子どもが同一の世帯に3人以上いる世帯に属するもの（そのうち最年長者、2番</u></p>

改正後（案）	現行
<p>帯に3人以上いる世帯に属するもの（そのうち最年長者、2番目の年長者及びアに規定する者に該当するものを除く。）に対する副食の提供</p> <p>ウ（略）</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>5・6（略）</p> <p><u>（掲示等）</u></p> <p>第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。</p>	<p>目の年長者及びアに規定する者に該当するものを除く。）に対する副食の提供</p> <p>ウ（略）</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>5・6（略）</p> <p><u>（掲示）</u></p> <p>第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。</p>

改正後（案）	現行
<p>この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第37条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この</u></p>	<p>この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、<u>「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と</u>、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第37条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校</u></p>

改正後（案）	現行
<p>項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第39条（略）</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると飯田市（以下「市」という。）が認めるものにおいて特定地域型</p>	<p>就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第39条（略）</p> <p><u>2 第6条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると飯田市（以下「市」という。）が認めるものにおいて特定地域型</p>

改正後（案）	現行
<p>保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p><u>(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係</u></p>	<p>保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>

改正後（案）	現行
<p><u>る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項第2号の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満</p>	<p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満</p>

改正後（案）	現行
<p>3歳以上保育認定子どもを除く。以下本章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、<u>「同号」とあるのは「法第19条第3号」と</u>、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p>	<p>3歳以上保育認定子どもを除く。以下本章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p>

改正後（案）	現行
<p>第53条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p><u>第4章 雑則</u> <u>（電磁的記録等）</u></p> <p>第54条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ど</p>	<p>第53条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、<u>「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</u></p>

改正後（案）	現行
<p>も・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。こ</p>	

改正後（案）	現行
<p><u>の場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保</u></p>	

改正後（案）	現行
<p><u>育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とある</u></p>	

改正後（案）	現行
<p><u>のは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p>	

飯田市保育所型認定こども園設置条例新旧対照表（最終 令和3年12月24日飯田市条例第33号）

改正後（案）	現行
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 保育所型認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 保育所型認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記 参照】</p>

【別記】

改正後（案）

名称	位置
(略)	
認定こども園 飯田市座光寺保育園	飯田市座光寺1716番地
(略)	

現行

名称	位置
(略)	
認定こども園 飯田市座光寺保育園	飯田市座光寺1716番地
認定こども園 飯田市松尾東保育園	飯田市松尾寺所5645番地 1
(略)	

飯田市デイサービスセンター条例新旧対照表（最終 令和3年6月30日飯田市条例第19号）

改正後（案）	現行
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>【別記2 参照】</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>【別記2 参照】</p>

【別記1】

改正後（案）

名称	位置
(略)	
飯田市上村デイサービスセンター	飯田市上村844番地 1
飯田市千代デイサービスセンター	飯田市千栄2678番地 7

現行

名称	位置
(略)	
飯田市上村デイサービスセンター	飯田市上村844番地 1
飯田市南信濃デイサービスセンター	飯田市南信濃和田1550番地
飯田市千代デイサービスセンター	飯田市千栄2678番地 7

【別記2】

改正後（案）

名称	開館時間	休館日
(略)		
飯田市上村デイサービスセンター	午前8時30分から午後5時30分まで	12月30日から翌年の1月3日まで
飯田市千代デイサービスセンター	午前8時30分から午後5時30分まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 12月30日から翌年の1月3日まで

現行

名称	開館時間	休館日
(略)		
飯田市上村デイサービスセンター	午前8時30分から午後5時30分まで	12月30日から翌年の1月3日まで
<u>飯田市南信濃デイサービスセンター</u>	<u>午前8時30分から午後5時30分まで</u>	<u>(1) 日曜日</u> <u>(2) 12月31日から翌年の1月3日まで</u>
飯田市千代デイサービスセンター	午前8時30分から午後5時30分まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 12月30日から翌年の1月3日まで

飯田市介護保険条例新旧対照表（最終 令和3年3月25日飯田市条例第4号）

改正後（案）	現行
<p>（保険料率）</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,512円</u></p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 86,112円</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（<u>同イ(1)</u>に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 100,464円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（<u>同イ(1)</u>に係る部分</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,820円</u></p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 86,112円</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（<u>(1)</u>に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 100,464円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（<u>(1)</u>に係る部分を除</p>

改正後（案）	現行
<p>を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 114,816円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（<u>同イ(1)</u>に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 132,756円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（<u>同イ(1)</u>に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 139,932円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの</p>	<p>く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 114,816円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（<u>(1)</u>に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 132,756円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（<u>(1)</u>に係る部分を除く。）、次号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 139,932円</p> <p>ア 計所得金額が<u>600万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの</p>

改正後（案）	現行
<p>号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（<u>同イ(1)</u>に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>150,696円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>620万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（<u>同イ(1)</u>に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>165,048円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が720万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>172,224円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が820万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（<u>(1)</u>に係る部分を除く。）<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>147,108円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>700万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（<u>(1)</u>に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p>

改正後（案）	現行
<p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同イ(1)に係る部分を除く。）</u>、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p> <p><u>(14) 次のいずれかに該当する者 179,400円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同イ(1)に係る部分を除く。）</u>又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p><u>(15) 次のいずれかに該当する者 186,576円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が1,020万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用させたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同イ(1)に係る部分を除く。）</u>に該当する者を除く。）</p> <p><u>(16) 前各号のいずれにも該当しない者 193,752円</u></p> <p>2 前項第1号に該当する者の<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,088円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての</p>	<p><u>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 157,872円</u></p> <p>2 前項第1号に該当する者の<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,528円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての</p>

改正後（案）	現行
<p>保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,088円</u>」とあるのは、「<u>34,440円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,088円</u>」とあるのは、「<u>49,152円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>同項第1号から第13号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4（略）</p> <p>附 則</p>	<p>保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,528円</u>」とあるのは、「<u>35,880円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,528円</u>」とあるのは、「<u>50,232円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第39条第1項第1号から第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4（略）</p> <p>附 則</p>

改正後（案）	現行
<p data-bbox="248 292 439 320">（延滞金の特例）</p> <p data-bbox="203 344 1070 512">第7条 当分の間、第11条に規定する未納保険料の額に乗ずる割合は適用しない。この場合における当該率の扱いについては、飯田市税条例（昭和32年飯田市条例第29号）附則第3条の2の規定を準用するものとする。</p>	<p data-bbox="1144 292 1335 320">（延滞金の特例）</p> <p data-bbox="1099 344 1966 464">第7条 当分の間、第11条に規定する未納保険料の額に乗ずる割合は適用しない。この場合における当該率の扱いについては、飯田市税条例附則第3条の2の規定を準用するものとする。</p>

飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

第1条関係 飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表(最終 平成31年3月28日飯田市条例第9号)

改正後(案)	現行
<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)</p> <p>第16条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(法第8条第23項第1号に規定するものに限る。)の事業は、法第74条の規定により長野県が定める指定居宅サービスに該当する訪問看護の基本方針及び第10条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)</p> <p>第16条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。</u>)の事業は、法第74条の規定により長野県が定める指定居宅サービスに該当する訪問看護の基本方針及び第10条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>

第2条関係 飯田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（最終 平成30年3月27日飯田市条例第11号）

改正後（案）	現行
<p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

第3条関係 飯田市指定介護予防支援等の事業に係る人員、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（最終 平成30年9月28日飯田市条例第38号）

改正後（案）	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）</p> <p>第6章 <u>雑則（第35条）</u></p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 <u>指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かな</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第4条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置</u></p>

改正後（案）	現行
<p>なければならない。</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、<u>介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</u></u></p> <p>4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならな</u></p>	<p>かなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p>

改正後（案）	現行
<p>い。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p><u>(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u></p> <p><u>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u></p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（<u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。</u>）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得</p>	<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得</p>

改正後（案）	現行
<p>て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>5～8 (略)</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p>	<p>て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>5～8 (略)</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第12条 (略)</p>

改正後（案）	現行
<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定（第32条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下</p>	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則<u>(平成11年厚生省令第36号)</u>第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び<u>第4章の規定</u>を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下</p>

改正後（案）	現行
<p>「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) （略）</u></p> <p>（勤務体制の確保）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p><u>第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行</u></p>	<p>「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p><u>(6) （略）</u></p> <p>（勤務体制の確保）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正後（案）	現行
<p><u>い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）</u></p> <p><u>第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>（揭示）</p> <p>第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自</u></p>	<p>（揭示）</p> <p>第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>

改正後（案）	現行
<p><u>由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p><u>（虐待の防止）</u></p> <p><u>第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p><u>（記録の整備）</u></p> <p>第30条 （略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（<u>第5号及び第6号</u>に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第30条 （略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（<u>第4号及び第5号</u>に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p>

改正後（案）	現行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ (略) エ 第32条第15号<u>の規定による</u>評価の結果の記録 オ (略)</p> <p><u>(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び同条第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第17条の規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p><u>(5)・(6)</u> (略) (指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ (略) エ 第32条第15号<u>に規定する</u>評価の結果の記録 オ (略)</p> <p><u>(3) 第17条に規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p><u>(4)・(5)</u> (略) (指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後（案）	現行
<p><u>なければならない。</u></p> <p>(3)～(6) （略）</p> <p>(7) 担当職員は、前号に規定する<u>解決すべき課題</u>の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>(8) （略）</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(15) （略）</p>	<p>(3)～(6) （略）</p> <p>(7) 担当職員は、前号に規定する課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>(8) （略）</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(15) （略）</p>

改正後（案）	現行
<p>(16)担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。</p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u></p> <p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p>	<p>(16)担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに<u>利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p>

改正後（案）	現行
<p><u>ｃ 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p><u>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p> <p><u>エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u></p> <p><u>オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</u></p> <p>(17)～(21)の2 （略）</p> <p>(22)担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行う<u>もの</u>とし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が</p>	<p><u>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u></p> <p><u>ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</u></p> <p>(17)～(21)の2 （略）</p> <p>(22)担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行う<u>こと</u>とし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が</p>

改正後（案）	現行
<p>示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。</p> <p>(23)担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意する<u>もの</u>とし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。</p> <p>(24)～(28) (略)</p> <p><u>(29)指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第34条 第3条及び第2章から前章（第27条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、<u>第12条第1項中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定により介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」</u>とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護</p>	<p>示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。</p> <p>(23)担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意する<u>こと</u>とし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。</p> <p>(24)～(28) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第34条 第3条及び第2章から前章（第27条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、<u>第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」</u>とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サー</p>

改正後（案）	現行
<p>予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 雑則</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	<p>ビス計画費の額」と読み替えるものとする。</p>

第4条関係 飯田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（最終 平成26年12月24日飯田市条例第54号）

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第5項の規定により、地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>（職員及び員数に関する基準）</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第4項の規定により、地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>（職員及び員数に関する基準）</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の15第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>

第5条関係 飯田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例新旧対照表（最終 平成30年3月27日飯田市条例第12号）

改正後（案）	現行
<p>（基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）が特定の種類又は特定の<u>指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）</u>等に不当に偏することがないように、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、介護保険施設、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>（基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）が特定の種類又は特定の<u>居宅サービス事業者（法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。）</u>に不当に偏することがないように、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。</p>

改正後（案）	現行
<u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>	

飯田市福祉医療費給付金条例新旧対照表（最終 令和5年7月3日飯田市条例第26号）

改正後（案）	現行
<p>（給付金の額）</p> <p>第5条 市長が支給する給付金の額は、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した療養の給付等に要した費用の額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要する費用の請求のために保険医療機関等又は被保険者等が作成した次に掲げる書類1枚当たり500円（<u>支給対象者が子ども、母子家庭等の子又は父母のない児童（これらの者が障害者に該当する場合を含む。以下この号において「子ども等」と総称する。）である場合にあっては300円</u>）。ただし、当該書類1枚に係る療養の給付等について算出した給付金の額が500円（<u>支給対象者が子ども等である場合にあっては300円</u>）に満たない額である場合は、当該満たない額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（給付金の額）</p> <p>第5条 市長が支給する給付金の額は、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した療養の給付等に要した費用の額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要する費用の請求のために保険医療機関等又は被保険者等が作成した次に掲げる書類1枚当たり500円。ただし、当該書類1枚に係る療養の給付等について算出した給付金の額が500円に満たない額である場合は、当該満たない額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

飯田市水道事業の設置等に関する条例及び飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

飯田市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（最終 令和3年10月1日飯田市条例第24号）

改正後（案）	現行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

飯田市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（最終 令和5年7月3日飯田市条例第29号）

改正後（案）	現行
<p data-bbox="248 347 719 379">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p data-bbox="203 400 1066 619">第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p data-bbox="1144 347 1615 379">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p data-bbox="1099 400 1962 619">第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

飯田市水道条例新旧対照表（最終 令和5年7月3日飯田市条例第28号）

改正後（案）	現行
<p data-bbox="248 347 577 376">（給水装置の新設等の承認）</p> <p data-bbox="203 400 1070 571">第5条 給水装置の新設、改造、修繕（<u>法第16条の2第3項ただし書</u>に規定する<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p data-bbox="203 595 327 624">2 （略）</p>	<p data-bbox="1144 347 1473 376">（給水装置の新設等の承認）</p> <p data-bbox="1099 400 1966 571">第5条 給水装置の新設、改造、修繕（<u>法第16条の2第3項</u>に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p data-bbox="1099 595 1223 624">2 （略）</p>

飯田市病院事業条例新旧対照表（最終 令和5年3月27日飯田市条例第15号）

改正後（案）	現行
<p data-bbox="248 347 719 379">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p data-bbox="203 400 1055 571">第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p data-bbox="1144 347 1615 379">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p data-bbox="1099 400 1951 571">第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>